

## 建設リサイクル法と石綿の関係 Q & A

《工事届出等の手引(案)追加資料》

石綿等の有害物質は事前調査の対象となるか？

施行規則第2条第1項第1号では、分別解体等に係る施工方法に関する基準として、事前調査に関し、「吹付け石綿その他の対象建築物等に用いられた特定建設資材に付着したもの（以下「付着物」という。）の有無の調査その他対象建築物等に関する調査を行うこと。」と規定されている。

また、「改訂版建設リサイクル法に関する工事届出等の手引(案)」（平成15年3月建設リサイクル法実務手続研究会編著。以下「工事届出等の手引」という。）44頁では、届出書の別表中の付着物の欄に吹付け石綿等の付着物の有無を記入し、その他の欄に、建築物解体時に有害物質の発生がある場合には、種類、発生箇所等を記入することとしている。

有害物質の例としては、工事届出等の手引に記載している変電施設、PCB使用トランスの他に、PCB含有シーリング材、CCA等の防腐・防蟻材、鉄骨等の特定建設資材以外のものに吹き付けられた石綿、特定建設資材に付着していない飛散性の石綿、非飛散性であるが適切な作業基準による措置を講じないと解体により飛散することが見込まれる石綿等が考えられる。

以上を踏まえ、石綿等の有害物質は事前調査の対象となる。

なお、石綿障害予防規則では、石綿等の使用の有無を目視、設計図書等により調査し、当該調査で石綿等の使用の有無が明らかとならなかったときは分析調査をしなければならないこと（ただし、石綿等が使用されているものとみなして必要な措置を講ずるときはこの限りでない。）が規定されており、石綿等の使用の有無を確実に調査することが求められている。

石綿障害予防規則に係る事前調査を行う場合には、（社）日本石綿協会の「既存建築物における石綿使用の事前診断監理指針」（平成17年4月）に石綿の使用部位や石綿含有建材等が示されているので、これを参考にすることが可能である。

付着物とは？

「付着物」とは、吹付け石綿、石綿含有吹付けロックウール、ビニール床タイル等の特定建設資材に付着したものをいい、鉄骨等の特定建設資材以外のものに吹き付けられた石綿は含まない。

石綿等の有害物質は事前措置の対象となるか？

施行規則第2条第1項第3号では、分別解体等に係る施工方法に関する基準として、事前措置に関し、「付着物の除去その他の工事着手前における特定建設資材に係る分別解体等の適正な実施を確保するための措置を講ずること。」と規定されている。

また、工事届出等の手引45頁では、届出書の別表中のその他の欄に、付着物や有害物質が存在する場合の対処方法等を記入することとしている。

事前措置としては付着物の除去、特定建設資材に付着していない飛散性の石綿の除去、P C B使用機器の適正処理等に限られるものとして取扱い、工事着手前に除去する必要のない非飛散性の石綿などの有害物質の除去等は含まない。

飛散性及び非飛散性の石綿の除去や取り外し等に係る法律は？

飛散性及び非飛散性の石綿の除去や取り外し等の際の飛散防止やばく露防止その他必要な措置を規定する法律としては、労働安全衛生法及び石綿障害予防規則、大気汚染防止法及び同法に係る都道府県の条例、廃棄物処理法等（以下「石綿関係法令」という。）があり、飛散性及び非飛散性の石綿の除去や取り外し等並びに収集・運搬及び処理に当たっては、これらの関係法令を遵守して行う必要がある。

なお、石綿関係法令の具体的規制内容については、別紙「参考資料」を参照。

飛散性及び非飛散性の石綿の除去や取り外し等に当たっては、石綿関係法令を遵守して行わなければならないが、その結果、建設リサイクル法の施行規則第2条第3項に規定する施工順序どおりに施工できない場合、同項のただし書き「ただし、建築物の構造上その他解体工事の施工の技術上これにより難しい場合は、この限りでない。」に該当するか？

該当する。

建築物の解体工事等に係る石綿の取扱いについては、建設業労働災害防止協会や都道府県等が定める各種のマニュアル等において、石綿含有成形版等は湿潤化した上で手作業で取り外し等を行うよう示されており、作業に当たっては、足場、養生、親綱及び命綱設置等の措置をしなければならないが、この仮設設置及び安全管理に関する根拠法令は？

労働安全衛生法及び同法に係る諸規則に基づき、適正に、足場、養生、親綱及び命綱設置等の措置をする必要がある。

解体工事により発生した石綿含有成形版等の廃棄物は、どのような法令、基準に基づき処理したらよいか？

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び同法に係る環境省通知や基準、都道府県及び保健所設置市の条例等並びに指針類等の規定による。

また、石綿含有成形板等を受け入れる最終処分場等では受入基準等を定めている場合があるので、その場合には当該受入基準等に従う必要がある。